

中小企業 いばらき

CONTENTS

クローズアップ	2
中央会ニュースダイジェスト	9
国・県・関係機関からのお知らせ	12
月次景況調査結果	15
中央会だより	18

March

3

2026

No. 809



水戸市 偕楽園

出典:観光いばらき <https://www.ibarakiguide.jp/>

発行 茨城県中小企業団体中央会 <https://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 TEL:029-224-8030(代)

事業年度末から通常総会開催、終了後の事務手続き

当会会員組合の約75%が、定款で事業年度末を3月31日と定めていることから、組管理・運営の適正化、円滑化等を図るため、事業年度末から通常総会開催まで、また、通常総会終了後の事務手続き等を解説します。全体のフロー図は7頁を参照ください。

これらの手続き等は、中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）等の各根拠法令、定款等により定められたものであり、適法に行う必要があります。事務手続き等について不明な点などがありましたら、お気軽に当会の組合担当者にご相談ください。

また、当会のホームページに届出、申請等の様式集を掲載していますので活用ください。

※協業組合等、組合の組織形態により、通常総会の定足数、議決権・選挙権など定めが異なる場合もあります。

※総代制を採用している組合は、本文中の総会を総代会に、組合員を総代に読み替えてください。

《通常総会開催前》

◆決算関係書類、事業報告書の作成

事業報告書と決算関係書類は、中協法第40条の規定により作成が義務付けられている。決算関係書類とは、「財産目録」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分案（又は損失処理案）」をいい、いずれも中協法規則の規定に基づき作成することが義務付けられている。

□財産目録

財産目録は、まず、資産の内容を示し、ついで負債の内容を示し、その差額を正味資産として表示するものである。

□貸借対照表

貸借対照表は、継続的な会計帳簿の記録から誘導的に作成されるもので、一定の日時における組合の財政状態を明らかにする資産、負債、純資産の対照表である。

□損益計算書

損益計算書は、一事業年度の損益をその発生源別により収益と費用を対応して示し、組合の経営成績を表示しようとするものであるが、単に経営成績を明らかにするにとどまらず、将来の経費節約、収益の増加を図る参考指針として重要であるばかりでなく、利害関係人にとっては、組合の損益状況及びその趨勢を観察するための書類である。

□剰余金処分案又は損失処理案

剰余金処分案は、「当期末処分剰余金又は当期末処理損失金」、「組合積立金取崩額」、「剰余金処分額」、「次期繰越剰余金」に区分するとともに、「当期末処分剰余金又は当期末処理損失金」は、「当期純利益金額又は当期純損失金額」、「前期繰越剰余金又は前期繰越損失金」に区分しなければならない。また、剰余金処分額は、「利益準備金」、「組合積立金」、「教育情報費用繰越金」、「出資配当金」、「利用分量配当金」に区分しなければならない。

組合会計における剰余金の処分には、法定されているものとしては中協法第58条第1項の準備金と第58

条第4項の繰越金の積立てがあり、それぞれ当期純利益金額（繰越損失がある場合にはこれを控除した額）を基準にして10分の1以上（共済事業を実施している場合は5分の1以上）を「利益準備金」として、20分の1以上を「教育情報費用繰越金」として積み立てることが義務付けられている。

損失処理案は、「当期末処理損失金」、「損失てん補取崩額」、「次期繰越損失金」に区分するとともに、「当期純損失金額又は当期純利益金額」、「前期繰越剰余金又は前期繰越損失金」に区分しなければならない。また、損失処理案に記載する損失てん補取崩額は、組合積立金取崩額、利益準備金取崩額、資本準備金取崩額に区分しなければならない。なお、「次期繰越金」が0円の場合は損失処理案を作成する。

□事業報告書

事業報告書は、通常総会において組合の事業年度内における事業活動等を組合員に報告する書類である。したがって、その内容は組合の事業活動の状況を的確に記載することが必要である。この事業報告書に記載しなければならない事項は、中協法規則第110条から第112条に規定されており、この規定にしたがって作成しなければならない。

*組合の事業活動の概況に関する事項

- ・当該事業年度の末日における主要な事業内容
- ・当該事業年度における事業の経過及びその成果
- ・当該事業年度における増資及び資金の借入れその他資金調達、組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資、他の法人との業務上の提携、他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得又は処分、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併その他の組織の再編成
- ・直前三事業年度の財産及び損益の状況
- ・対処すべき重要な課題
- ・前各号に掲げるもののほか、当該組合の現況に関する

クローズアップ

重要な事項

- * 組合の運営組織の状況に関する事項
 - ・ 前事業年度における総会の開催状況に関する事項（開催日時、出席した組合員（又は総代）の数、重要な事項の議決事項）
 - ・ 組合員に関する事項（組合員の数及び増減、組合員の出資口数及びその増減）
 - ・ 役員に関する事項（役員の氏名、役員の当該組合における職制上の地位及び担当、役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実、当該事業年度中に辞任した役員があるときは、当該役員の氏名等）
 - ・ 職員の数及びその増減その他職員の状況
 - ・ 業務運営の組織に関する事項（当該組合の内部組織の構成を示す組織図、当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要）
 - ・ 施設の設置状況に関する事項（主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地）
 - ・ 子会社の状況に関する事項（子会社の区分ごとの重要な子会社の商号又は名称、代表者名及び所在地、資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子会社の概況）
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、当該組合の運営組織の状況に関する重要な事項
- * 前各号に掲げるもののほか、当該組合の運営組織の状況に関する重要な事項

◆監事による監査

組合は、事業年度終了後、遅滞なく事業報告書と決算関係書類を監事に提出し、監事の監査を受け、監事から監査報告を受領しなければならない。

監事の監査は、「会計監査」と「業務監査」に区分され、原則としてすべての組合には2つの監査を行う権限が付与されている。しかし、一定組合（各事業年度開始時点で組合員数（連合会の場合には会員である組合の組合員の合計数）が1,000人を超えない組合で、定款に監事の職務を会計監査に限定する旨の規定を有する組合）については、監事に会計監査の権限だけを付与し、業務監査権限を付与しないことができる。

監査報告書は、特定監事（注1）から特定理事（注2）に提出する。

（注1） 監査報告を特定理事に通知する監事を決めた場合にはその監事であり、決めなかった場合はすべての監事が該当。

（注2） 中協法規則において監査報告の通知を受ける者として定められた理事であり、定められていない場合には決算関係書類及び事業報告書の作成に携わった理事。

特定監事は次に掲げる日のいずれか遅い日までに、

特定理事に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

* 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日

* 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

但し、特定監事が上述の通知期限前に特定理事に監査報告の内容を通知することができる。

なお、監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、事業報告書の監査権限がないことを明らかにした監査報告書を作成する。

◆理事会の招集

理事会は、会日の1週間前（定款においてこれを下回る期間を定めた場合は、その期間）までに各理事（監事に監査権限を付与している場合は理事及び監事）に対して招集通知を発出する。なお、理事全員の同意があるときは、この招集手続きを経ないで理事会を開くことができる。

◆理事会の開催

理事会は、定款の規定により議長（一般的には理事長）が議事を行う。

理事会は、理事の定数の過半数の出席を要し、出席者の過半数の賛否によって決する。なお、議長は総会の場合と異なり、議決に加わることができる。但し、可否同数の場合の決定権はない。

理事は書面によって議決に加わることができるが、代理人の出席は認められない。

◆理事会議事録の作成

理事会の議事録は、理事の責任を明らかにする記録となるので、明確かつ克明に記載する必要がある。

議事録は、その名のとおり議事の記録であるから、議決された内容だけを記載するのでは足りず、次のとおり、提案、討議の内容、議決の方法及びその結果を記載する必要がある。特に賛否の別は、氏名を記載しておくことが大切である。議事録の末尾には、出席した理事及び監事全員が署名し、又は記名押印する。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 議長の氏名
- (7) 決議事項につき

◆決算関係書類の備置・閲覧

組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の2週間前から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない（従たる事務所には3年間）。

なお、組合は、決算関係書類を作成した時から10年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

また、組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。

- * 決算関係書類及び事業報告書が書面をもって作成されているときは、当該書面又は書面の写しの閲覧の請求
- * 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- * 決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- * 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法で会って組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

◆通常総会の招集

通常総会の招集者は、代表理事であるが招集は理事会の議決を経て行わなければならない。

総会の招集は、会日の10日前（定款においてこれを下回る期間を定めた場合は、その期間）までに会議の目的たる事項（議案）を示し、定款に定められた方法にしたがって通知しなければならない。この総会開催の通知には、議案のほか、会議の日時、場所を記載し、総会の議事日程が何かを了解することができる資料であれば足りるが、さらに組合員に書面及び代理人による議決権の行使が認められている関係上、できるだけ議案の内容や関係書類も添付することが望ましい。

なお、通常総会の招集通知に際しては、会議の目的たる事項（議案）を示すことに加え、決算開示書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）及び事業報告書、監査報告書を添付する必要がある。

総会開催の通知は、開催日の10日前（定款においてこれを下回る期間を定めた場合は、その期間）までに相手方へ到達するよう発ししなければならないが、何らかの事故によってたまたま本人が入手していないとしても、通常到達すべきであった時に到達したものとみなすので、それまでに到達するように発信していれば、組合は義務を果たしていることになる。また、通知は、組合員名簿に記載された住所にあてて発すればよいが、あらかじめ組合員から通知を受ける場所を指定されたときは、その場所にあてて発信しなければならない。

◆通常総会の開催

□開催時期

通常総会の開催時期については、法に「定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない」という規定以外に定めがないので、通常、定款で毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催することを定めている。

これは、法人税法に事業年度終了後、2ヶ月以内に確定申告をしなければならないという規定があり、これに対応して定められたものであるが、組合において定款変更の手続きを経て定款を変更すれば、事業年度終了の日から3ヶ月以内の通常総会の開催も可能である。

また、確定申告期限の延長の特例を受け、3ヶ月以内に申告することも可能である。

□定足数

総会は、適法な招集手続きを経た上で出席した組合員が定足数を満たしてはじめて成立する。これらの要件は、総会の議決が有効になされるための前提条件である。

総会の定足数は、特別議決を要する事項については総組合員の2分の1以上の出席が法に規定されているが、その他の議決事項については、特に定めがないが、通常、組合では定款参考例にならって、その他の議決事項についても総組合員数の2分の1以上の出席を定めているので、それにしたがって定足数に達しているかを確認する。

□議決権、選挙権

組合員は、出資口数の多寡、事業規模の大小等に関係なく、議決権、選挙権は平等に1個与えられている。総会の議決権については、書面または代理人をもって行使することもできる。これらの議決権を行使する者も出席者の数に入れることになっている。

議長は、総会において原則として出席した組合員または法人組合員の中から選任する。議長は、組合員として総会の議決に加わることができず、さらに議長は自分の代理人をして議決権を行使することも、また、他の組合員の代理人となることもできない。しかし、普通議決事項において可否同数の場合は、議長の決するところによるとされており、特に議長に可否の決定権が与えられている。また、議長の選挙権の有無については、法は議決権と選挙権を区別しているので、選挙権は剥奪されていないものと解されている。

議決の方法には、普通議決と特別議決がある。普通議決は、総会の議事について出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる議決方法をいう。特別議決は、組合員の半数以上が出席し、そ

クローズアップ

の議決権の3分の2以上の多数により決する議決方法をいう。

選挙については、組合員1人1票の無記名投票を原則とするが、これ以外の事項、例えば投票を単記式にするか、連記式にするか等は適宜定めても差し支えない。また、役員選挙に限り、出席者全員（本人出席及び委任状出席者）が賛成すれば指名推選の方法によって選挙を行うことができる。

口議決事項

総会の議決事項には、法定議決事項と任意議決事項の2種類がある。

法定議決事項は、総会が組合の最高意思決定機関であることから、必ず総会の議決を要すると法によって定められた事項である。

任意議決事項とは、定款で総会の議決を要すると定めた事項であり、この中には理事会で総会の議決を要すると認めた事項も含まれる。

なお、定款の変更については、行政庁の認可を得なければ効力を生ぜず、また、その効力の発生時期は、行政庁の認可のときであり、総会で定款の変更を議決したときに遡及しない。

《参考》

総会議決事項一覧（事業協同組合の場合）

総会議決事項	議決種類
決算関係書類の承認	普通議決
毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更	普通議決
経費の賦課及び徴収の方法	普通議決
役員報酬	普通議決
借入金残高の最高限度	普通議決
1組合員に対する貸付（手形の割引含む。）又は1組合員のためにする金融機関に対する債務保証の残高の最高限度	普通議決
組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度	普通議決
過剰金	普通議決
加入金	普通議決
剰余金の配当	普通議決
役員選任	普通議決
定款の変更	特別議決
規約の設定、変更又は廃止	普通議決
組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡	普通議決
組合員の出資口数に係る限度額の特例	特別議決
団体協約の承認	普通議決
組合員の除名	特別議決
役員改選請求の同意	普通議決

会社への組織変更	特別議決
組合の解散	特別議決
組合の合併	特別議決
新設合併の場合における設立委員の選任	特別議決
清算人の選任	普通議決
その他定款で定める事項	普通議決

《参考》

通常総会議決事例（事業協同組合の場合）

第1号議案	令和〇年度事業報告及び収支決算の件
第2号議案	令和〇年度事業計画及び収支予算の件
第3号議案	令和〇年度経費の賦課及び徴収方法の件
第4号議案	令和〇年度手数料及び使用料の件
第5号議案	令和〇年度役員報酬額の件
第6号議案	令和〇年度借入金残高の最高限度額の件
第7号議案	令和〇年度1組合員に対する貸付（手形の割引含む。）又は1組合員のためにする金融機関に対する債務保証の残高の最高限度額の件（*）
第8号議案	組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度（*）
第9号議案	令和〇年度加入金の件（*）
第10号議案	定款変更の件（*）
第11号議案	任期満了に伴う役員選任の件（*）

（*）は組合の実情により上程

◆総会議事録の作成

総会の議事については議事録を作成しなければならない。議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席者数並びにその出席方法
 - (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行って理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 - (10) 監事が総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出後に法令、定款若しくは著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた感じの報酬等についての意見の内容の概要（注1）
 - (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査結果の内容の概要（注2）
- （注1）監事に監査権限を与える組合の場合。
（注2）監事の職務を会計に関するものに限定する組合の場合。

◆剰余金の処分(損失金の処理)

通常総会で剰余金処分案又は損失処理案の承認を受けた後、準備金、積立金等の経理処理を行うとともに、配当金、脱退者への持分払い戻しがある場合は支払いを行う。

◆税務申告・納税

通常総会で確定した決算に基づき、事業年度終了後、2ヶ月以内に所轄税務署に法人税・地方法人税・消費税を、所轄県税事務所に事業税・県民法人税を、所轄市町村に市町村民法人税の確定申告をそれぞれ行い納税する。

◆決算関係書類届出

通常総会終了後2週間以内に「事業報告書」、「財産目録」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面」、これらを承認した「通常総会の議事録又はその謄本」を所管行政庁に提出する。

◆役員変更届出

役員に変更があった場合、変更のあった日から2週間以内に「変更した事項を記載した書面(新旧対照表)」、「変更の年月日及び理由を書面した書面」、役員選挙又は選任による変更の場合は、「総会議事録と理事会議事録又は謄本」を所管行政庁に提出する。但し、通常総会において新たな役員を選挙又は選任した場合は総会議事録を省略することができる。

役員の変更とは理事及び監事の氏名や住所に変更があった場合を指し、役員が死亡又は辞任した場合も役員変更届出を行う。

なお、通常総会において、任期満了に伴う役員選任を行い、役員(理事・監事)全員が重任した場合は役員変更届出の提出は不要である。

◆定款変更認可申請

総会において定款変更を議決した場合、総会終了後2週間以内に「変更理由書」、「変更しようとする箇所を記載した書面(変更条文新旧対照表)」、「定款の変更を議決した総会議事録」を所管行政庁に定款変更認可申請書(正本2通)を提出する。

変更が事業計画又は収支予算に係るものである場合、定款変更後の「事業計画書」又は「収支予算書」も添付する。

変更が出資1口の金額の減少に関するものである場合は、「財産目録と貸借対照表の公告及び催告をしたことを証する書面」、「異議を述べた債権者があった場合は弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は出資1口の金額の減少をしてもその債権者を

害するおそれがないことを証する書面」も添付する。

なお、定款の変更は所管行政庁の認可を受け、認可書が組合に到達した日(認可を受けたことを知り得た日)に効力が発生する。提出した定款変更認可申請書2通のうち、1通は所管行政庁の認可書が添付され組合に送付等されるので保存しておく(法による規定はないが永久保存)。

◆変更登記申請

組合の登記事項は、「名称」、「主たる事務所」、「従たる事務所」、「目的等(事業)」、「役員に関する事項(代表理事の住所・氏名)」、「公告の方法」、「出資1口の金額」、「出資の総口数」、「払込済出資総額」、「出資の払込の方法」、「地区」。

それぞれの登記事項に変更があったときは、変更があった日(定款変更を伴う変更の場合は、定款変更の認可書到達日)から2週間以内にそれぞれの変更内容に基づいた書類を添付して水戸地方法務局(茨城県内に主たる事務所を置く組合)に変更登記申請する。

但し、組合は法で組合員の加入・脱退の自由の原則に基づき運営されている面があることもあり、出資総口数及び払込済出資総額の変更登記申請については、事業年度終了後4週間以内に登記申請することもできる。

◆その他

□組合員等への周知、報告等

通常総会に欠席した組合員に対し、議決事項等を報告するとともに、認可申請、登記申請等の手続きが完了した場合は、その旨を組合員に通知すべきである。

□代表理事、事務所等変更に係る事務処理

代表理事の変更等、届出事項に変更があった場合、税務署、県税事務所、市町村税務窓口に変更届を提出しなければならない。

法による規定はないが、主たる(従たる)事務所を移転した場合、電話番号等の連絡先が変更となった場合は、所管行政庁に変更を通知する。

また、金融機関の口座名義人の変更手続き、また、円滑な組合運営のため、必要に応じて関係先、取引先等に対しても変更に係る通知等をするべきである。

事業年度末から通常総会開催、また、通常総会終了後の事務手続き等を適法に行うことは、組合としての義務でもあります。

しかしながら、その手続きは煩雑な面もあり、また、年度によって異なる手続き等もあります。

中央会では、組合等の皆様から不明な点、疑問な点、確認したい点などの相談を受け付けておりますので、お気軽に中央会の組合等担当者までご相談ください。

クローズアップ

事業年度末から通常総会、通常総会終了後の事務手続きフロー

(事業年度末が3月31日の組合の例(記載した月日は例示))

【通常総会までの手続き】

3月31日	事業年度末	●決算仕訳等。 ※出資の総額に変更がある場合は4週間(4月28日)以内に変更登記申請
4月20日	決算関係書類の作成	●決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(又は損失処理案))、事業報告書を作成。
4月21日	監事に決算関係書類を提出	※監事に業務監査権を付与していない場合は、事業報告書の提出は不要。
4月30日	監事による監査、監査報告	●監査期限は、4週間後、または理事との合意で定めた日のいずれか遅い日。但し、監事が4週間以内に通知することは可。 ※本例では4週間以内に監査報告を通知
5月1日	理事会招集通知の発出	●理事会会日の1週間前(定款でこれを下回る期間を定めた場合はその期間)までに各理事(監事に業務監査権限を付与している場合は監事にも)に招集通知を発出《発信主義》。
5月8日	理事会の開催、理事会議事録の作成	●監事の監査を受けた決算関係書類、事業報告書、通常総会の開催日時・場所、提出議案を審議。 ●出席理事が議事録に署名(記名)押印。
5月8日	決算関係書類の備置・閲覧	●通常総会の会日の2週間前までに、決算関係書類、事業報告書を主たる事務所(5年間に、それらの写しを従たる事務所(3年間に)に備え置く。
5月9日	通常総会招集通知の発出	●通常総会の会日の10日前(定款でこれを下回る期間を定めた場合はその期間)までに組合員に到達するよう招集通知を発出《到達主義》。
5月25日	通常総会の開催、通常総会議事録の作成	●事業年度終了後、2ヶ月以内(定款で3ヶ月以内と定めている場合はその期間)に開催。 ●議事録作成人が議事録を作成。

【通常総会終了後の手続き】

5月25日	理事会の開催 理事会議事録の作成	※役員改選期の場合 ※理事全員が理事会開催に同意した場合 ●代表理事(理事長)、副理事長、専務理事等を選定。
5月25日	剰余金処分	●利益準備金、特別積立金、法定繰越金等の繰越。 ●出資配当金、事業利用分量配当金支払い。 ●脱退者への持分払戻し。
5月28日	税務申告・納税	●事業年度終了後2ヶ月以内に申告(事業年度終了以前に申告期限の延長申請した場合は3ヶ月以内(消費税申告は除く。))。
6月1日	決算関係書類届	●通常総会后2週間以内に所管行政庁に届出。
6月1日	役員変更届	※役員(理事・監事)に変更があった場合。 ●通常総会后2週間以内に所管行政庁に届出(役員全員が重任)された場合は不要。)
6月1日	定款変更認可申請	※通常総会で定款変更を決議した場合 ●通常総会后2週間以内に所管行政庁に認可申請。
4月28日 6月1日 6月20日	変更登記申請	※出資の総口数・払込済出資総額に変更があった場合は事業年度終了後4週間以内に登記申請。 ※代表理事(理事長)を選定した場合(重任(再選)された場合も)、変更が生じた日から原則2週間以内に変更登記申請。 ※登記事項に係る定款変更を行い、所管行政庁から認可書が到達した日((仮)6月14日)から2週間以内に変更登記申請。



いつも親切
茨城県信用組合

2026

お客さまと
地域の持続的な成長に
貢献します



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS けんしんSDGs宣言

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

47都道府県に広がる店舗網や7万社以上のお客さまとのリレーションを活かして、中小企業間の連携をサポートします。

02.

組合支援

組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資まで、中小企業組合の活動を情報と金融で継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かして、中小企業の海外進出を継続的にサポートします。



人を思う。未来を思う。

商工中金

水戸支店 029(225)5151

〒310-0021 水戸市南町3-5-7

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



中央会だより

機関誌「中小企業いばらき」の廃刊について

当会では、会員組合の組織運営及びその構成員である中小企業の経営に役立つ情報を提供するため、昭和33年12月に機関誌「中小企業いばらき」を創刊以降、約67年間で800回を超える発行をし、ご購入いただいております。

この間、社会経済環境は大きく変化し、特に昨今では、インターネットを活用した情報発信が主流となっていることを踏まえ、本年度は電子版による発行といたしました。即時性という面で読者の皆様のニーズにお応えする情報が十分に発信できていない状況にあることなど、本誌の課題を総合的に検証した結果、本年3月号をもって廃刊することといたしました。

つきましては、誠に勝手ではございますが、読者の皆様におかれましては、御理解賜りますようお願い申し上げますとともに、長年のご購読に深く感謝申し上げます。

なお、今後、当会はホームページ、メールやSNS等を有効に活用するとともに、紙媒体の有用性も考慮しつつ、一掃、皆様のお役に立つ情報を適時的確に発信してまいりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度組合向け確定申告・税務相談会について

3月末日をもって事業年度を終了する組合あつては、決算を確定し、原則、2ヶ月以内に法人税・消費税等の確定申告を行う必要があります。

当会会員の中でも3月末日を決算期としている組合が多いことから、本年も標記相談会を以下のとおり開催します。

なお、持参資料、申込み方法などの詳細は、追って通知します。

▼開催日時

第1回 5月22日(金) 9:00~17:00

第2回 5月28日(木) 9:00~17:00

▼開催場所

第1回 県産業会館2階「中会議室」

第2回 県産業会館4階「水戸商工会議所会議室」

▼内 容

税理士が法人税、地方消費税、法人県民税、事業税、法人市町村税の確定申告書の作成指導、また税務に係る相談をお受けします。

※本確定申告相談にあたっては、決算書が作成できていることを前提とします。原則、1組合あたり最長で60分の相談時間を予定していますので、事前の準備をお願いします。

▼定 員

第1回 18組合 第2回 12組合

(定員に達し次第受付終了)

▼相談料

1,100円/10分

▼問合せ先

業務課組織支援G又は組合担当者まで

協会けんぽ茨城支部 令和8年度保険料率のお知らせ

令和8年3月分(4月納付分)からの保険料率は次のとおり改定されます。

健康保険料率【都道府県ごと】 (全国平均保険料率の0.1%引下げ効果を含む)		介護保険料率【全国共通】		子ども・子育て支援金率 (令和8年4月分より新たに開始)
令和7年度 9.67%	令和8年度 9.52%	令和7年度 1.59%	令和8年度 1.62%	0.23%

- ◆ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
- ◆ 変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ◆ 健康保険料率(9.52%)の内訳は、基本保険料率(6.28%)と特定保険料率(3.24%)です。

皆様の取組で保険料率は変わります!

協会けんぽの令和8年度の全国平均健康保険料率は9.9%です。協会けんぽの健康保険料率は、都道府県ごとに異なっており、各都道府県の医療費等で決められています。健康づくり等によりその都道府県の医療費を下げる事ができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

～令和8年4月から新たに人間ドック健診が始まります!～

生活習慣病予防健診 3月下旬頃に事業所宛に送付予定	人間ドック健診 (令和8年4月から新たに開始)	令和8年度から補助を実施補助額(1人当たり)最高25,000円
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 血液検査や尿検査などの一般的な検査に胃、大腸、肺のがん検診を加えた健診です。※眼底検査・喀痰検査は条件あり ▶ 対象者: 35~74歳の被保険者 ▶ 自己負担額: 最高5,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般健診の検査項目に血液の詳細な検査や眼圧検査、当日の医師による健診結果説明や特定保健指導も含まれる総合的な健診です。 ▶ 対象者: 35~74歳の被保険者 ▶ 実施機関: 30機関(詳細はHPをご覧ください) 	



災害時に炊き出し 取手市と協定

茨城県キッチンカー協同組合

茨城県キッチンカー協同組合（川端俊章理事長）は1月23日、取手市と「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定」を締結した。

同協定は、災害発生時において、キッチンカーの機動力を活かし、避難者等に温かい食事を提供することを目的に締結し、災害時等に、市からの要請を受け、避難所等に組合員のキッチンカーを派遣して炊き出し等を行う。

当組合では、2024年5月に鉾田市と「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定」を締結。これまでも県内外で災害等が発生した際に炊き出し等を行ってきたが、自治体等との連絡調整に時間を要したこともあり、平時から自治体と連携を強化することで、災害時等に迅速かつ円滑な支援を行うため、今後、他の自治体との連携を広めていく考えをもって

いる。当組合は、16年4月、キッチンカー（調理設備を備えた移動販売車）事業者で設立。国営ひたち海浜公園、県内外のイベント、高校や大学の文化祭等に共同出店しているほか、児童養護施設を慰問し、無償で飲食物を提供するなど社会貢献活動にも取り組んでいる。

川端理事長は「今後も地域社会の一員として、我々ができる役割を果たし、安心して暮らせる地域づくりに貢献していきたい」と抱負を述べた。



ごみ分別や処分相談 水戸市環境フェアに出展

水戸市再資源化事業協同組合
水戸市環境整備事業協同組合

水戸市環境フェア2025（水戸市環境フェア実行委員会主催）が1月31日、水戸市民会館と芸術館通りで開かれた。

水と緑を育み、豊かで良好な環境を次の世代に引き継ぐため、事業者、環境保全団体、消費者団体および行政が一体となり、地球環境を考え、環境保全に対する意識の高揚を図ることが目的。「未来にタッチ！真冬のエコ・ストーリー」をテーマに環境・3R・消費生

活等に関する活動に取り組む市民団体や企業によるワークショップやパネル展示のほか、学生講演会、こどもECO大賞発表会などのステージイベントが行われた。

中央会会員組合の水戸市再資源化事業協同組合（川崎晃一理事長）、水戸市環境整備事業協同組合（宮崎雅彦理事長）の2組合が同フェアに出展。両組合とも、青年部員が中心となり、来場者に環境保全等への取り組みをPRした。

水戸市再資源化事業協同組合は「学ぼう！資源物・有害ごみの分け方、出し方」をテーマに資源物や有害ごみの分別方法をクイズやパネル展示で紹介し、廃棄物の正しい分別方法を周知した。

水戸市環境整備事業協同組合は「不用品ありますか？」をテーマに、来場者から粗大ごみの処分方法等の相談に応じた。

両組合の参加者は「このようなイベントを通じて組合および組合員が行っている事業をPRしていきたい」、「環境問題が深刻化する中、今後も行政、住民と連携して、ごみの減量化、リサイクルの促進に努めていきたい」などと感想を述べた。



刈り払い機安全使用 構造や注意事項解説

鹿嶋市建設業協同組合

鹿嶋市建設業協同組合（菅谷明良理事長）と県造園建設業協会鹿行支部（大根久枝支部長）合同の「刈払機の取扱いに関する安全衛生講習会」が2月4日、鹿嶋市商工会館で開かれた。

建設業者や造園業者は、刈払機を幅広く使用しているが、使用中の不用意な操作による転倒、刈刃の跳ね返りや物への激突などによるけが、物損などの災害も発生していることから、労働災害を防止することを目的に講習会を開催した。

林業・木材製造業労働災害防止協会県支部の業務部長の二方代二郎氏が講師となり、刈払機の構造や機能、刈払機を使用する際の服装や保護具等の着用などの注意事項などを説明した。



国際共生目指しシンポジウム

茨城県外国人労働者受入団体協議会

茨城県外国人労働者受入団体協議会（塙長一郎会長（グリーンビジネス協同組合理事長））の「国際共生社会を目指して」をテーマとしたシンポジウムが2月6日、水戸市内で開かれた。会員、外国人労働者、来賓など約150人が参加した。

同協議会は、県内の外国人技能実習生共同受入事業を行う事業協同組合が、抱える共通課題の解決に向けた情報交換や研修事業等を行うために、2024年12月に設立。外国人技能実習生共同受入事業等を通して国際共生社会を目指すことを目的に「茨城に住んでよかった共生社会」をテーマとしてシンポジウムを実施した。

基調講演では、武蔵大学経済学部の中林龍教授が、外国人労働者のワークエンゲージメント（働き甲斐）を高く保つために受入企業が心がけ、実践する点などを解説。パネルディスカッションでは、東海大学教養学部の万城目正雄教授が座長となり、外国人労働者、受入企業、行政機関の関係者がパネラーとなり、それぞれの立場から共生社会実現に向けた意見交換が行われた。

塙会長は「今後も会員の課題を解決するための事業を推進するとともに、外国人労働者が活躍し、茨城に住んでよかったと思ってもらえるよう努めていきたい」と述べた。



共同受注 住宅再生を推進 常総で創立総会

Reプラス工房協同組合

Reプラス工房協同組合（関根修設立発起人代表）の創立総会が2月11日、常総市内で開かれた。

少子高齢化の進行等に伴う人口減少、資材高騰による建築コストの上昇などの要因で住宅着工戸数は減少傾向にあり、地方の建築業者や建築設計業者は、受注減少、また、資材や人件費の上昇が続き、厳しい経営環境下にある。一方で、既存住宅、空き家等を活用するリフォームやリノベーションの市場は増加傾向にあることから、常総市および下妻市の中小工務店と建築設計業者5者がこれまで培ってきた経験、知識と技術を結集。効率的かつ安定的な施工体制を構築するとともに、地域住民や自治体、関連事業者等と連携を図り、リフォームやリノベーション工事を共同受注することで組合員の経営力向上と地域の住環境改善、住まいの再生等を推進することを目的に組合を設立。

創立総会では、定款、事業計画、収支予算などを決定。初代理事長には関根工務店代表の関根修氏が就任した。

関根理事長は「組合員を取り巻く経営環境は厳しさを増し、連携・協力し合っていく必要がある。『新築から再生へ』と価値観を転換し、リフォーム、リノベーション事業を積極的に展開していくことで組合員の経営力強化、地域への貢献を図っていきたい」と抱負を述べた。





茨城県電気工事業工業組合

理事長 石川重信

副理事長 浅野和郎

副理事長 秋山啓市

専務理事 笠倉勉

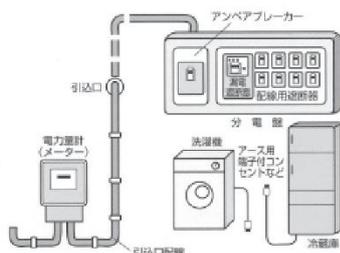
常務理事 園部昌人

常務理事 細谷文雄

常務理事 福村義和

〒310-0045 水戸市新原1丁目2番7号
TEL 029-252-3133 FAX 029-252-3134
Eメールアドレス: ibaden@ibaraki-denkouso.com
ホームページアドレス: http://www.ibaraki-denkouso.com/

調査員が電気をサポート



電気の安全を通して、
地域に貢献する

 茨城電気安全サービス

車検・定期点検

は国の認証を受けた 整備工場へ!!

JAS 関東運輸局長認証
普通自動車特定整備事業

- 普通自動車(小型) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
- 普通自動車(乗用) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
- 小型四輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
- 小型三輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
- 軽自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
- 小型二輪自動車

この看板
が目印です!



茨城県自動車整備商工組合
一般社団法人 茨城県自動車整備振興会

〒310-0844 茨城県水戸市住吉町 292-5
TEL 029-247-4330 FAX 029-247-7667
URL: https://www.seibi.or.jp
E-mail: ibaraki@seibi.or.jp

国・県・関係機関等からのお知らせ

令和8年度の協会けんぽの保険料率は3月分(4月納付分)から改定されます

全国健康保険協会

令和8年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)《*》からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

《*》任意継続被保険者及び日雇特例被保険者の方は4月分(4月納付分)から変更となります。

▼茨城県の令和8年度保険料率

9.52%(令和7年度保険料率:9.67%)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r08/260216/>

育成就労制度運用要領を公表

出入国管理庁・厚生労働省

令和6年6月21日に育成就労制度の創設等を目的とした「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第60号。以下「改正法」という。)が公布され、令和9年4月1日から育成就労外国人の受入れが開始されることとなりました。

この「育成就労制度運用要領」は、育成就労制度の適正な運用を確保するため、関係者の皆様に本制度を正しく理解いただくことを目的とし、法令の解釈や運用上の留意点を明らかにする目的で策定しております。これにより、関係者の皆様が共通の認識を持ち、制度の円滑な運用が図られることを期待しております。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/nyuukokukanri07_00002.html

3月・9月は強化月間 価格交渉・転嫁を促進

中小企業庁

エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。この「月間」において、価格交渉・価格転嫁等を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。

また、各「月間」終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁等の状況についてのフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業界ごとの結果、順位付け等の結果をとりまとめるとともに、状況の芳しくない発注者に対しては事業所管大臣名での指導・助言を実施しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

適切な価格転嫁等への協力について

茨城県

物価上昇を上回る賃上げを実現し、経済の好循環を実現するためには、適切な価格転嫁を通じて、原材料費や労務費などの様々なコストを反映させた適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることが重要です。

本年1月1日からは、協議を適切に行わない代金額決定の禁止などを盛り込んだ改正下請法(取適法)が施行され、現在、国全体で適切な価格転嫁の実現に向けた機運が高まってきております。

とりわけ、毎年3月と9月は政府が定める「価格交渉促進月間」となっておりますので、この機会に適切な価格転嫁に向けた交渉を実施していただくとともに、「パートナーシップ構築宣言」への積極的な参加について、これまで以上に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

県におきましても、適切な価格転嫁に取り組もうとする事業者を支援するため、価格転嫁に関する専門の相談窓口を設置するとともに、中小企業診断士を無料で派遣する伴走支援を実施しております。価格転嫁に関するお悩みなどがございましたら、お気軽に相談窓口まで御相談ください。

▼問合せ先

茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室

☎029-301-3550

【参考ホームページ】

○茨城県ホームページ(価格転嫁相談窓口、専門家派遣、セミナー等)

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/kakakutenka.html>

○パートナーシップ構築宣言について

<https://www.biz-partnership.jp/>

○価格交渉促進月間について

<https://tekitorisupport.go.jp/topics/gekkan/>

令和8年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況調査の結果について

文部科学省

文部科学省では、新規高等学校卒業予定者の就職内定状況調査について、年に3回(10月末、12月末、3月末)取りまとめております。

今般、令和7年10月末現在の調査結果について公表いたします。

採用選考にあたり、全ての生徒にとって実質的に均等な機会が与えられますよう、ご配慮願います。

○令和8年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(令和7年10月末現在)に関する調査について

○高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査:文部科学省

国・県・関係機関等からのお知らせ

令和8年度中小企業組合等課題対応支援事業の実施団体募集開始について

全国中央会

事業協同組合や商工組合など連携組織の皆さまが行う新たな活路の開拓、単独では解決困難な問題の解決、中小企業の発展に寄与する取組みを支援する令和8年度中小企業組合等課題対応支援事業（以下「本事業」という。）の実施団体を3月2日から募集を開始しました。

▼事業の趣旨

本事業は、中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、中小企業組合、一般社団法人、共同出資組織、任意グループ等（以下「組合等」という。）が行う、これを改善するための取組みに対して、全国中小企業団体中央会（以下「全中」という）が支援を行います。

▼本事業の補助対象となる事業の種類

(1)中小企業組合等活路開拓事業（展示会等出展・開催を含む）

(2)組合等情報ネットワークシステム等開発事業

(3)連合会（全国組合）等研修事業

▼補助金額、補助率及び補助対象経費

(1)中小企業組合等活路開拓事業

（大規模・高度型）

上限 2,000 万円（下限 100 万円）

（通常型）

上限 1,200 万円（下限 100 万円）

（展示会等出展・開催）

上限 1,200 万円（下限なし）

(2)組合等情報ネットワークシステム等開発事業

（大規模・高度型）

上限 2,000 万円（下限 100 万円）

（通常型） 1,200 万円（下限 100 万円）

(3)連合会（全国組合）等研修事業

上限 300 万円（下限なし）

▼補助率

補助対象経費の10分の6の範囲内（全事業共通）

▼補助対象経費

事業ごとに対象となる経費科目が異なります。募集要項の「補助金交付の対象となる経費」をご確認ください。

▼補助対象となる組合等の種類及び要件等

募集要項の「補助対象となる組合等の種類及び要件等」をご確認ください。

▼募集期間（事業開始予定）

※第2次募集以降は予定

(1)第1次募集

令和8年3月2日～3月31日

（令和8年6月上旬～）

(2)第2次募集

令和8年4月1日～5月22日

（令和8年7月下旬～）

(3)第3次募集

令和8年7月6日～8月6日

（令和8年10月上旬～）

その他、本事業の募集内容については、以下ホームページに掲載の「令和8年度中小企業組合等課題対応支援事業募集案内」を参照ください。

▼問合せ先

全国中小企業団体中央会振興部

TEL 03-3523-4905

※本事業の応募、採択後の事業実施について茨城県中央会が伴走支援しますので、応募を検討されている場合は、茨城県中央会業務課（組織支援G）にご連絡ください。

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/subsidy/subsidykadai/>

茨城県障害者雇用優良企業を募集します

茨城県産業戦略部労働政策課

▼認証制度の目的

障害者雇用に積極的な企業について、県が認証マークを交付し、これらの企業を顕彰するとともに、取組内容を公表することにより、県内の他の事業者への波及や、障害を持つ方々への有益な就職情報の提供を図り、障害者の就労促進を図ることを目的とします。

▼認証基準

(1)県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。

(2)障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.8%を達成していること又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が40.0人未満の企業等については障害者を1名以上雇用していること。

(3)別表（以下ホームページを参照）に掲げる項目（「職場環境」「雇用」「人的環境」「姿勢」）のそれぞれの区分において、1項目以上該当する取組を行っていること。

(4)特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。

(5)申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。

(6)企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

▼問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

☎029-301-3645（直通）

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/syougaisyamark/kbosyu.html>

お客さま第一をモットーに
安定したLPガスの供給に努めています

勝田ガス事業協同組合

代表理事 益 子 徳

外 役 員 一 同

〒312-0011 ひたちなか市中根5882番地

TEL 029-274-8416 FAX 029-273-7353

URL <https://g-katuta.com>

E-mail katuta-gas@g-katuta.com



日運協

日運茨城事業協同組合

理事長 湯 浅 隆



お任せ下さい
安全・確実・迅速
輸 送

〒319-1102 茨城県那珂郡東海村石神内宿1945-1

電 話 029-282-7121(代)

F A X 029-282-7119

E-mail nitiunky@mito.ne.jp

U R L <http://www.mito.ne.jp/~nitiunky/>

月次景況調査結果 -2026年1月期-

都道府県中央会は、会員組合等の役職員を情報連絡員として委嘱（組合等の役職員約2,600名に委嘱（茨城県は50名））し、情報連絡員が毎月、前年同月と比較した景況、売上高、収益状況等や結果や業況等に係るコメントを報告したものを全国中央会がとりまとめたもの。以下、2026年1月期の報告内容の一部を掲載します。全国中央会ホームページで調査結果を公表してまいりますのでご覧ください。

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/13574/>

本県の月次景況調査の報告内容は、以下の当会HPをご覧ください。

<https://www.ibarakiken.or.jp/report.html>

製造業

◇米菓(新潟県)

国内産原料米価格の高止まりに加え、原料米（主にもち米）が不足しており、海外産の原料米の利用に踏み切る企業が出てきている。

◇繊維(和歌山県)

加工賃は多少上昇しているが、それ以上の物価高、賃金上昇、買い控えによる衣料品の需要減等が原因で、業界の景況は悪化傾向である。

◇製材(富山県)

新設住宅着工戸数は前年同月比31.6%減と大幅減少が続いている。ロシア材取扱事業者は、円安による入荷コストの上昇によって、これまでの過剰な在庫の滞留とともに景況を悪化させている。

◇紙製容器(京都府)

全社が先月同様、売上高減少・業界景況悪化と回答した。主に一般物の物流低迷が影響しているようだ。そのような状況下で、原料値上げの動きが再始動しており、各社その動向を注視している。

◇製本(大阪府)

受注量は改善しているが、人材不足や材料費の高騰により収益は減少している。なお、材料費の高騰分を製本単価に転嫁することができていない状況である。

◇プラスチック製品(島根県)

受注状況は若干の回復を継続。新規案件・移設・更新等の引き合いや手配も非常に多く、景況感としては良好。同業他社の廃業や事業規模縮小により転注受注の実績が多数ある。

◇コンクリート製品(山口県)

1月も製品の動きは悪く前年比59%と低迷している。2～3月の予定も多くはない見通しだが、その中で骨材他材料費の値上げが続いている。4月には一部製品の値上げを実施する計画である。

◇鍍金(東京都)

非鉄金属の価格が上昇している。特にめっき業に必要な金、銀、銅、ニッケル等が高く価格転嫁も難しい状況となっている。従業員の雇用も難しく発注量減少で経営が厳しい状況が続いている。

◇生産用機械器具(静岡県)

業界全体では回復基調との見方もあるが当組合員取引先においては十分な回復には至っておらず低調な状況が継続。そのため短納期かつ低額な発注であっても受注せざるを得ない状況にある。

◇配電盤(愛知県)

銀行の貸出金利が上昇し組合員の運転資金の調達に支障が出てきた。確かに長期・短期プライムレートが上がっている。組合員も困っている。

◇造船(愛媛県)

特定技能や技人国等の就労ビザでの受け入れ・問い合わせが増えており、雇用人数も増加となった企業が多いが、都市部への転職を希望し退職する者も少なくない。

非製造業

◇電設資材卸(岐阜県)

仕事量は官民間問わず底堅いが、商材の納期遅延や人手不足により、現場の工期延長や中止になる案件が慢性化しつつある。

◇青果物小売(長崎県)

新年から業界の景況感は鈍く、葉物類の入荷増に伴い全般的に安値が続いている。中国人の訪日自粛により飲食、宿泊施設への納品業者を中心に、若干ではあるが収益に悪影響が出ている。

◇商店街(神奈川県)

年末から一転して年明けは落ち着いた景況感となっている。昨年と同時期と比べて客足が鈍いと感じているとの声あり。相変わらず仕入価格の高騰は続いており利益率の押し下げの要因となっている。

◇宿泊(山梨県)

中国からの訪日観光客が減少していることに加え、物価上昇に対し消費者の所得が伸び悩んでいることから、余暇の出費控えが見られ、前年同月と比べ売上は▲0.3%となった。

◇自動車車体整備(岐阜県)

昨年度と比較すると販売価格は上昇している。団体交渉が功を成した結果といえる。

◇電気通信工事(福島県)

年度内完成物件が重なり工期に追われている。本業界は完成間近に作業をすることが多く、働き方改革影響による工期ずれのしわ寄せにより、残業規制と完成工期との板挟みになっている。

◇警備(大阪府)

業界景況は大阪・関西万博により警備業の必要性が高まり大型イベントと小型案件の受注数が増加した。小型案件の受注単価は万博開催前よりも良くなっている。但し人手不足の状況は継続している。

◇水道工事(三重県)

資材等の価格上昇が続き、また、資材の納期にも時間がかかるものがあり、手に入りにくい品物もある。安定するかと思ったが価格は高値で推移している。人材不足もあり不安定な状況が続いている。

◇総合建設(大分県)

管内の公共工事は、前年度に比べ▲74%と減少している。建設業では人手不足が大きな問題であり担い手の確保・育成が課題になっており、若者等に向けた業界のイメージアップが必要となっている。

◇貨物自動車運送(栃木県)

貨物量の減少が目立つ一方、小口配送が多頻度となり積載率が低下しコスト増となっている。運転手不足と残業時間規制により期日に届けられないこともある。

月次景況調査結果 -2026年1月期-

1月の景況DIは、製造業は小幅改善、非製造業は低下。

製造業では、引き続き原材料価格の上昇、人件費の増加に加え、人手不足の影響が深刻化している状況にあるが、堅調な海外での需要に支えられていることに加え、価格転嫁を後押しする取適法の施行等環境改善への期待により、景況感は12業種中9業種で改善となった。

非製造業においては、引き続き物価上昇に伴う悪影響が懸念される状況であることに加え、インバウンド減少による悪影響の懸念が高まっており、商店街・サービスの個人消費関連を中心に景況感は低下となった。

製造業、非製造業ともに、各種政策効果への期待感が高まっているものの、物価上昇に伴う消費低迷等による今後の経営への悪影響を懸念する声が多く寄せられており、景況感は一進一退の状況となっている。

全指標の前年同月比D I の推移（直近1年間）

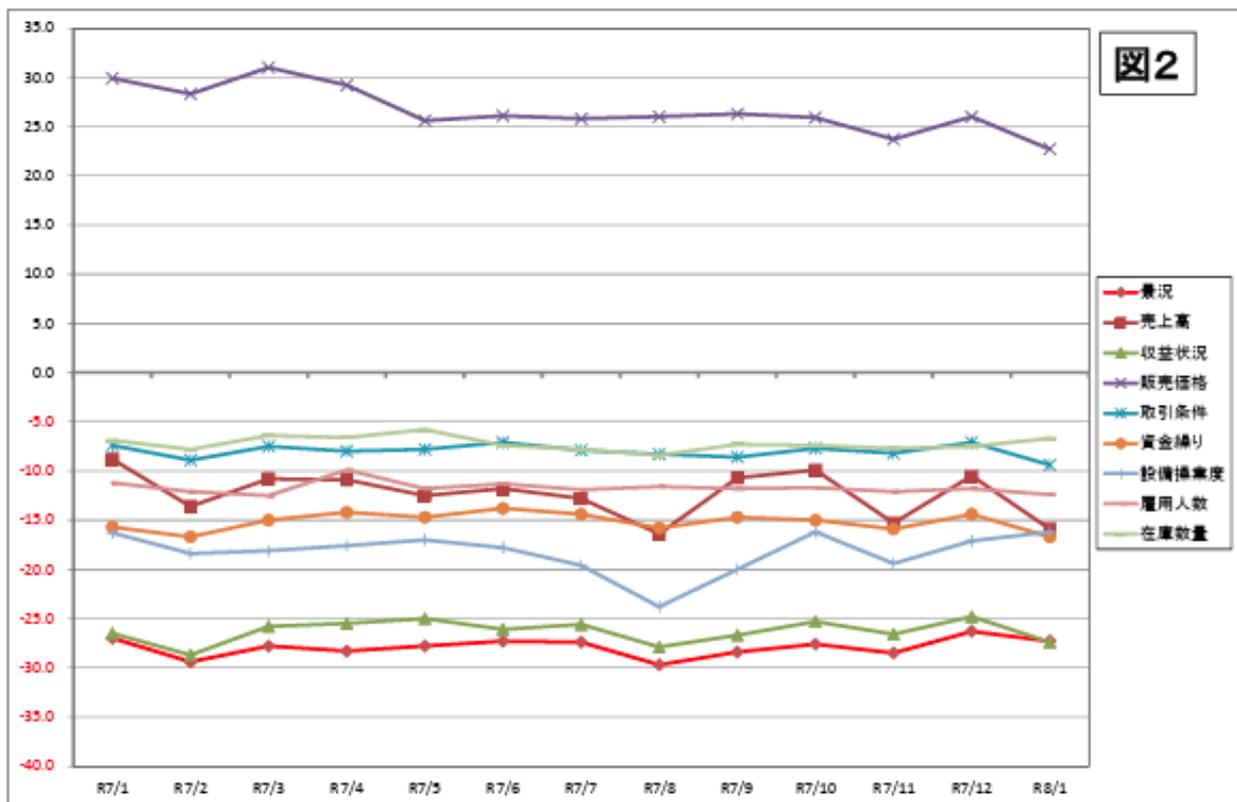


表1	R7												R8	前月比
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
景況	-27.0	-29.4	-27.8	-28.3	-27.8	-27.3	-27.4	-29.7	-28.4	-27.6	-28.5	-26.3	-27.3	-1.0
売上高	-8.8	-13.6	-10.8	-10.9	-12.5	-11.8	-12.8	-16.4	-10.7	-9.9	-15.3	-10.5	-15.9	-5.4
収益状況	-26.5	-28.7	-25.8	-25.5	-25.0	-26.1	-25.6	-27.9	-26.7	-25.3	-26.6	-24.8	-27.4	-2.6
販売価格	29.9	28.3	31.0	29.2	25.6	26.1	25.8	26.0	26.3	25.9	23.7	26.0	22.7	-3.3
取引条件	-7.4	-8.9	-7.5	-8.0	-7.8	-7.1	-7.9	-8.3	-8.6	-7.7	-8.2	-7.1	-9.4	-2.3
資金繰り	-15.7	-16.7	-15.0	-14.2	-14.7	-13.8	-14.4	-15.8	-14.7	-15.0	-15.9	-14.4	-16.7	-2.3
設備操業度	-16.3	-18.4	-18.1	-17.6	-17.0	-17.8	-19.6	-23.8	-20.0	-16.2	-19.4	-17.1	-16.2	0.9
雇用人員	-11.2	-12.1	-12.5	-9.9	-11.8	-11.3	-11.9	-11.6	-11.8	-11.7	-12.1	-11.8	-12.4	-0.6
在庫数量	-6.9	-7.8	-6.4	-6.6	-5.8	-7.4	-7.8	-8.4	-7.3	-7.4	-7.7	-7.5	-6.7	0.8

「新しい林業」に向けて意欲と能力を発揮する



美和木材協同組合

理事長 川西 正則

〒319-2603 茨城県常陸大宮市鷲子46-1

電話 0295-58-2899 FAX 0295-58-2043

URL <https://miwamoku.net> E-mail info@miwamoku.net

茨城県鐵構工業協同組合

耐震改修・鉄骨製作は国交省大臣認定工場へ

水戸市笠原町600-35

TEL 029-305-2202 FAX 029-243-2444

URL <https://i-tekko.jp>

鉄骨は改修・再利用・再加工ができます。
ライフスタイルや用途変更に合わせて長く利用
できます。耐震性に優れ、安心・安全です。

各共済のお申込み・ご相談は

茨城県火災共済協同組合

(元受)：全日本火災共済協同組合連合会
：関東自動車共済協同組合

水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8階

TEL029-224-0610

FAX029-231-3704

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット
安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
- 2 掛金は**全額所得控除**
- 3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は 1,000円から
- 契約者貸し付けの 利用が可能
- 共済金の受給権は 差押禁止

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で **最高8,000万円**まで貸付け
- 2 貸付条件は **無担保・無保証人**
- 3 掛金は税法上**損金(法人)または必要経費(個人事業)**に

Be a Great Small.
中小機構

オンラインで
加入申込み
受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。

制度の詳細内容は2次元コード又は
ホームページからご確認ください。

小規模企業共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済

検索



2024.9

中央会だより

機関誌「中小企業いばらき」の廃刊について

当会では、会員組合の組織運営及びその構成員である中小企業の経営に役立つ情報を提供するため、昭和33年12月に機関誌「中小企業いばらき」を創刊以降、約67年間で800回を超える発行をし、ご購入いただいております。

この間、社会経済環境は大きく変化し、特に昨今では、インターネットを活用した情報発信が主流となっていることを踏まえ、本年度は電子版による発行といたしました。即時性という面で読者の皆様のニーズにお応えする情報が十分に発信できていない状況にあることなど、本誌の課題を総合的に検証した結果、本年3月号をもって廃刊することといたしました。

つきましては、誠に勝手ではございますが、読者の皆様におかれましては、御理解賜りますようお願い申し上げますとともに、長年のご購読に深く感謝申し上げます。

なお、今後、当会はホームページ、メールやSNS等を有効に活用するとともに、紙媒体の有用性も考慮しつつ、一掃、皆様のお役に立つ情報を適時的確に発信してまいりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度組合向け確定申告・税務相談会について

3月末日をもって事業年度を終了する組合あつては、決算を確定し、原則、2ヶ月以内に法人税・消費税等の確定申告を行う必要があります。

当会会員の中でも3月末日を決算期としている組合が多いことから、本年も標記相談会を以下のとおり開催します。

なお、持参資料、申込み方法などの詳細は、追って通知します。

▼開催日時

第1回 5月22日(金) 9:00~17:00

第2回 5月28日(木) 9:00~17:00

▼開催場所

第1回 県産業会館2階「中会議室」

第2回 県産業会館4階「水戸商工会議所会議室」

▼内 容

税理士が法人税、地方消費税、法人県民税、事業税、法人市町村税の確定申告書の作成指導、また税務に係る相談をお受けします。

※本確定申告相談にあたっては、決算書が作成できていることを前提とします。原則、1組合あたり最長で60分の相談時間を予定していますので、事前の準備をお願いします。

▼定 員

第1回 18組合 第2回 12組合

(定員に達し次第受付終了)

▼相談料

1,100円/10分

▼問合せ先

業務課組織支援G又は組合担当者まで

協会けんぽ茨城支部 令和8年度保険料率のお知らせ

令和8年3月分(4月納付分)からの保険料率は次のとおり改定されます。

健康保険料率【都道府県ごと】 (全国平均保険料率の0.1%引下げ効果を含む)		介護保険料率【全国共通】		子ども・子育て支援金率 (令和8年4月分より新たに開始)
令和7年度 9.67%	令和8年度 9.52%	令和7年度 1.59%	令和8年度 1.62%	0.23%

- ◆ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
- ◆ 変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ◆ 健康保険料率(9.52%)の内訳は、基本保険料率(6.28%)と特定保険料率(3.24%)です。

皆様の取組で保険料率は変わります!

協会けんぽの令和8年度の全国平均健康保険料率は9.9%です。協会けんぽの健康保険料率は、都道府県ごとに異なっており、各都道府県の医療費等で決められています。健康づくり等によりその都道府県の医療費を下げる事ができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

～令和8年4月から新たに人間ドック健診が始まります!～

生活習慣病予防健診 3月下旬頃に事業所宛に送付予定	人間ドック健診 (令和8年4月から新たに開始)	令和8年度から 補助を実施 補助額 (1人当たり) 最高25,000円
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 血液検査や尿検査などの一般的な検査に胃、大腸、肺のがん検診を加えた健診です。 ※眼底検査・喀痰検査は条件あり ▶ 対象者: 35~74歳の被保険者 ▶ 自己負担額: 最高5,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般健診の検査項目に血液の詳しい検査や眼圧検査、当日の医師による健診結果説明や特定保健指導も含まれる総合的な健診です。 ▶ 対象者: 35~74歳の被保険者 ▶ 実施機関: 30機関(詳細はHPをご覧ください) 	



あなたのチャレンジを 応援します！

企業とともに未来へ

LINEはこちら！▶

最新情報や経営支援などの情報を配信中！
右の QR コードを読み込むか、公式アカウントより「茨城県信用保証協会」で検索し、友だち登録をお願いします。



ホームページ
はこちら！▶



茨城県信用保証協会



本店 〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館内 TEL 029-224-7811
土浦支店 〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号 TEL 029-826-7811

茨城県中小企業団体中央会団体扱 「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー
大樹生命

Owner's Plan

- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

限りない繁栄のために…

リスクマネジメントは万全ですか？

※一部対象とならない商品・契約がございますので、
詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 茨城支社

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル 3F TEL:029-224-3132
<https://www.taiju-life.co.jp/>

R-2021-5001 (2021.4)